



## 令和8年度の固定資産税・都市計画税納税通知書における誤記載事案の発生について

令和8年5月1日付けで発送した令和8年度の「固定資産税・都市計画税納税通知書（以下「納税通知書」と記載します。）」の一部に誤った記載の箇所があることが判明しました。

### 1 概要

当該帳票の中で、税額の算出過程を表形式で説明している箇所の印字と表示に、次の記載誤りがありました。

- ① 計算式と計算結果を丸囲みのアルファベットで印字していますが、㉔、㉕、㉖とそれぞれ印字すべきところを、いずれも㉗と誤って印字していました。
- ② 下から2行目の固定資産税と都市計画税のそれぞれの「年税額」が、誤った額（「共用土地税額」を加えていない額）になっていました。

なお、最下部に記載している「固定資産税と都市計画税の総計の合計年税額」の表示には誤りがなく、かつ、当該総計額を4期に分けて記載している納付書等の税額も正しい表示となっていますので、還付や追徴が生じるケースはありません。

区分	固定資産税(円)	都市計画税(円)
課税標準額		
土地	㉗ 0	㉗ 0
家屋	㉗ 111,907,829	㉗ 111,907,829
償却資産	㉗ 0	
合計	㉗=㉗+㉗+㉗ 111,907,000	㉗=㉗+㉗ 111,907,000
税率	㉗ 1.4%	㉗ 0.3%
軽減・減免前税額	㉗=㉗×㉗ 1,566,698	㉗=㉗×㉗ 335,721
共用土地税額	㉗ 71,400	㉗ 30,600
軽減税額	㉗ 783,344	㉗ 0
減免税額	㉗ 0	㉗ 0
年税額	㉗=㉗+㉗-㉗-㉗ 783,300	㉗=㉗+㉗-㉗-㉗ 335,700
合計年税額	㉗+㉗	1,221,000

共用土地税額が足されていない。

合計年税額は正しく表示されている。

### 2 影響

誤った年税額の表示のある納税通知書の件数：9,258件（全件とも、合計年税額は、正しく表示されているため、還付や追徴が生じるケースはありません。）

### 3 経緯

郵便発送をした令和8年度の納税通知書を受け取られた納税義務者（法人）の方から、今月8日（金）に、電話での問合せがあり、誤りがあることを覚知しました。

そのため、直ちに、税務総合情報システム管理委託事業者に原因及び状況の調査を求めたところ、同月11日（月）の夕方に、システム（帳票に表示するデータの設定誤り）に起因した誤りであるとの報告・謝罪を受けました。

### 4 原因

標準化システムへの移行作業において、印字の誤りを発見することができず、また、当初は、正しい内容の額が表示されていることを確認していましたが、数次のシステムの改定があった後、参照すべき箇所が変更されていたのを見落としとしてしまい、誤った箇所の数値を表示させてしまったものです。

### 5 対応状況

表示税額に誤りのある方（共用土地の所有者である納税義務者の方）に対してのみ、お詫び状と正しい記載内容の納税通知書を、今月下旬を目途に送付させていただく予定です。

なお、これらに要する経費（封筒作成、封入・封緘作業、郵便料金負担）は、帳票作成の委託事業者（税務総合情報システムの管理を委託している事業者）が責任を全面的に認め、同社からの申出に基づき全額を負担することとなりました。

また、直ちに、呉市ホームページにおいても、状況説明を掲載します。

### 6 再発防止策

当該発送業務において、納税義務者の皆様にお届けする書類に、どのような項目が記載されており、また、その記載方法がどのようになっているのかを精査した上で、綿密にチェックをしていれば、このような事態が起こることはありませんでした。今後は、あらゆる業務において、市民の皆様にとどのような内容のものをお届けするのか、その目的と内容をよく理解した上で、チェック作業に取り組むよう、課内で職員への周知徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

また、庁内の情報システム所管課に対し、本事案の周知を行い、再発防止の徹底を図ります。